

### 3 インターネット送信

#### (1) 公衆に利用可能とする行為

上演・演奏行為は、伝達方法の如何を問わず、著作物を公衆へ伝達する行為と定義されている。

当初、インターネット送信がこれに含まれるかどうか疑義があった。従前の公衆への伝達行為は受動的な伝達のみを対象としていたため、オンデマンドによる送信行為（同時性・同所性がなく伝達前の段階も射程に入る）を含むと解釈できるかどうか問題となったからである。

情報社会指令 3 条 1 項は、公衆への伝達行為に「公衆によって個別に選択された場所から、かつ、公衆によって個別に選択された時間に、公衆がそれらにアクセスできるような方法で、公衆に利用可能にすることを含め」ることを明記し、疑義を払拭した。欧州において、オンデマンドによる送信は、公衆に利用可能にする行為として公衆への伝達行為に含まれる。

フランスにおいては、オンデマンドによる送信であっても上演・演奏行為（公衆に伝達する行為）の定義に含まれると解され、「公衆に利用可能にする行為」については、国内法に明記されていない（EU 法上の概念として存在する）。

#### (2) リンクをはる行為について

著作権者の許諾により当初の伝達が行われたサイトとは別のサイト上に著作権により保護された著作物をアップロードすることは、当該著作物を新たな公衆に提供することに該当し、公衆への伝達行為に該当する。では、著作物がアップロードされたサイトやその著作物にリンクをはる行為は、公衆への伝達する権利を侵害するかどうか。

リンクは、コンテンツまたはコンテンツの存在するサイトに誘導する場所を示す情報にすぎない。そこで、リンクをはる行為は、原則として著作物を伝達するものではないと考えられている。また、リンクをはる行為は、著作物を有形的に固定する行為ではないので、複製権侵害にも該当しないと解されている。しかし、著作者の許諾を得ることなくアップロードされているコンテンツまたはコンテンツの存在するサイトに誘導するリンクをはる行為は、違法と解される場合がある。

この点は、欧州司法裁判所の判断が参考になる。

①著作者の許諾に基づき著作物に対し自由にアクセスできるサイトにリンクをはる行為は、公衆への伝達行為に該当しない。著作者は、そのサイトやリンクを通じて、著作物がネット上で流通することに同意したと考えられ、新たな公衆は存在しない。営利目的の有無を問わない。欧州司法裁判所 2014 年 2 月 13 日 *Svensson* 事件は、適法にアップされた新聞社の記事にディープリンクを張る行為について、公衆に対する伝達行為に該当するためには、新しい公衆の存在が必要であるが、適法に公衆に利用可能にされた著作物にリン

クを張ったとしても、新しい公衆に向け伝達したとはいえないので、公衆に対する伝達行為に該当しないと判断している。ただし、欧州司法裁判所 2021年3月9日判決 C-392/19VG Bild-Kunst 事件は、「情報社会指令 3 条 1 項は、次の様に解釈されなければならない：フレーミングの技術を用いて、著作権者の許諾により他のウェブサイト上で公衆にアクセス可能とされた著作権で保護された著作物を、第三者のウェブサイトに埋め込む行為は、当該埋め込みが、フレーミングからの保護のために権利者によって採用されまたは課せられた保護手段を回避する場合には、情報社会指令 3 条における公衆への伝達を構成すると解釈されなければならない」と判断している。著作者の許諾により自由にアクセス可能であるサイトにリンクをはる行為であっても、保護手段を回避して行われる場合には、著作権侵害となりうる。

②これに対し、著作者の許諾なく著作物がアップロードされているサイトにアクセスできるリンクをはる行為は、公衆への伝達行為に該当する場合がある。欧州司法裁判所 2016年9月8日判決 C-160/15 GS Media 事件は、次のように判断している。「情報社会指令 3 条 1 項は、次のように解釈されねばならない：著作権者の許諾なく他のウェブサイト上で自由に利用可能とされた著作物に対するリンクをウェブサイト上に設置する行為は、本条の意味における公衆への伝達を構成し、これらのリンクが他のウェブサイト上における当該著作物の公開の違法性を知らなかったか、もしくは合理的に知り得なかった者によって営利目的なく提供されたかどうかを確定すべきである。または反対に、当該リンクが営利目的で提供されたのであれば、違法であることを知っていたと推定される」。これによれば、著作物がウェブサイト上に違法に公開されたことを知らなかったか合理的に知り得なければ侵害でないが、知りまたは知り得たときは侵害となり、営利目的があれば違法であることを知っていたと推定され、推定が覆せなければ著作権侵害が認められることになる。

フランスの立場からは、行為者の主観により、上演・演奏行為の成否が決定されることに違和感があるとの指摘がある。

★目次★

[http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page\\_id=1237](http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237)